

## 神戸港海上小口混載サービス開設支援事業 補助金交付要綱

令和3年6月23日 港湾局長決定  
令和6年4月1日 改正

神戸港海上小口混載サービス開設支援事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （目 的）

第1条 この補助金は、神戸港を活用した新たな海上小口混載サービスを開設する事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、神戸港の利用促進、港勢拡大を図ることを目的とする。

### （定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- （1）海上小口混載サービスとは、荷主が異なる貨物を同一のコンテナにまとめて、海上輸送するサービスのことをいう。
- （2）フォワーダーとは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する第一種貨物利用運送事業の登録または第二種貨物利用運送事業の許可を受けた事業者のことをいう。
- （3）バンニングとは、貨物をコンテナに詰め込む作業のことをいう。また、デバンニングとは、貨物をコンテナから取り出す作業のことをいう。

### （対象事業者）

第3条 補助金交付の対象となる事業者は、日本国内に事業所を有するフォワーダーであって、事業活動を1年以上継続している事業者とする。

### （対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- （1）神戸港発または神戸港着の海上小口混載の定期サービスを、第6条に掲げる補助対象期間中に新たに開設するもの、もしくは既存のサービスにおいて週あたりの輸送便数が増加するもの（以下「増便」という。）であって、自社で混載コンテナを仕立てるサービスであること。なお、混載するコンテナはドライコンテナとする。  
また、韓国発着サービスや、韓国で積替えするものは対象外とする。
- （2）サービス開設もしくは増便開始時に広告媒体や自社ホームページ等を用いて広く公表すること。
- （3）輸出サービスの場合、神戸市内でのバンニング、かつ神戸港での船積みを行い、輸入サービスの場合、神戸港での荷揚げ、かつ神戸市内でのデバンニングを行うこととする。

2 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の交付を受けようとする事業が、継続的に行われる事業であって、当該年度の3月において事業が継続されていること、および第6条に掲げる補助対象期間中に、神戸港において5TEU以上の輸送を行うこととする。ただし、当該年度の1月以降に新たに開設したサービスについては、1TEU以上の輸送を行うことを要する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第6条に掲げる補助対象期間中に、新たに開設もしくは増便するサービスの事業に対して、予算の範囲内で、別表に掲げる金額の合計とする。ただし、1事業につき100万円を限度とし、申請事業者1社につき3事業までとする。

2 前項の増便するサービスにおける輸送貨物とは、増便により新たに設ける神戸港出港日（定曜日）等により取扱う貨物のみを対象とする。

別表

対象となる事業	サービス開始補助	輸送貨物
新たに開設するサービス	30万円	1TEUあたり20,000円
増便するサービス	20万円	1TEUあたり10,000円

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。ただし、貨物については、輸出サービスの場合、同期間内において神戸港で船積みされること、輸入サービスの場合、当該年度の4月1日以降に仕出し地で船積みされ、2月末日までに神戸港で荷揚げされることを要する。なお、交付決定前に実施した事業については対象に含めない。ただし、当該年度の7月末日までに交付決定をした場合は、当該年度の4月1日以降に開始した事業を対象とすることができる。

(交付申請)

第7条 申請事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を当該年度の12月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要・役員名簿（様式第2号）
- (3) サービス開設・増便に関する広告の内容がわかるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって申請事業者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第9条 交付決定を受けた申請事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定内容に対して実績が減少する場合等、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(月報の提出)

第 10 条 補助事業者は、毎月 15 日までに、前月の補助事業の遂行の状況に関する報告を行わなければならない。当該報告は、コンテナ明細（様式第 12 号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助事業者に求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

4 第 1 項の報告に記載された貨物量情報は、本市統計担当に提供するものとする。この情報が港湾調査情報と照合して齟齬がある場合は、本市統計担当から情報の確認を行う場合がある。

(実績報告書等の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき、対象事業の補助事業実績報告書（様式第 9 号）及びコンテナ明細（様式第 12 号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を事業実施後、速やかに市長へ提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の 3 月 15 日とする。

2 市長は、前項の報告があったときには、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助事業者に求めるものとする。

3 補助事業者は前項の根拠資料の提出を求められたときには、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額（第 9 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、変更後の金額）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。